

第8 相続法改正

1 改正作業のこれまでの経過

法務大臣は、2015（平成27）年2月の諮問第100号（以下「諮問」という）において「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われる」と指摘した。

諮問を受けて、2015（平成27）年4月から2017（平成29）年7月までに法制審議会民法（相続関係）部会において検討が行われた。

法制審議会の答申を受けて、法律案が国会に提出され、2018（平成30）年7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立した（以下「改正法」と総称する）。改正法のうち、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」は2019（令和元）年7月1日から原則施行されているところ、配偶者の居住の権利等については例外的に2020（令和2）年4月1日から施行される。また、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」の施行日は2020（令和2）年7月10日である。

改正法の概要は以下のとおりである。

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者短期居住権の新設

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその建物を使用することができるようにする（改正後民法1037条～1041条）。

2 配偶者居住権の新設

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に居住権を取得させることができるようにする（改正後民法1028条～1036条）。

第2 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、居住用不動産の全部又は一部を遺贈又は贈与したときに、民法903条3項（持戻し免除）の意思表示があったと推定する（改正後民法903条4項）。

2 仮払い制度等の創設・要件化

家事事件手続法200条の保全処分の要件を緩和することとともに、一定の要件を満たすときは家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める（改正後民法909条の2、改正後家事事件手続法200条3項）。

3 一部分割

一部分割もできるという原則と、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合の例外が定められた（改正後民法907条）。

4 相続開始後の共同相続人による財産処分

追加試案では、共同相続人の一人が遺産の分割前に遺産に関する財産を処分したときの規律として、共同相続人全員の同意により遺産として存在するものとみなすことができるという原則と、当該処分を

した共同相続人については同意を得ることを要しないという例外が定められた（改正後民法906条の2）。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

相続財産の目録については、自書でなくてもよいものとする（改正後民法968条2項）。

2 自筆証書遺言の保管制度の創設（遺言保管機関を設ける）

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」という新たな法律が制定され、法務局における自筆証書遺言の保管及び情報の管理に関する必要な事項と、その遺言書の取扱いに関する特別の定めが設けられた。

3 遺贈の担保責任

債権法改正における贈与の担保責任に関する規律と同様にされた（改正後民法908条）。

4 遺言執行者の権限の明確化等

遺言の内容を実現することが職務であることなど、遺言執行者の権限が明確化された（改正後民法1007条2項、1012条、1014条、1015条）。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

遺留分権利者の権利行使によって、遺贈又は贈与の目的物について当然に共有状態（物権的效果）が生ずることとされている現行の規律を改め、遺留分権利者の権利行使により、金銭債権が発生することとされた（改正後民法1046条1項）。

2 遺留分の算定方法の見直し

遺留分を算定するための財産の価額と、遺留分侵害額の算定方法について規定が整理された（改正後民法1043～1045条、1046条2項）。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

遺留分侵害額の請求を受けた受遺者又は受贈者が、債務を消滅させた場合等の規律や、相当の期限の許与について定められた（改正後民法1047条）。

第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

1 権利の承継に関する規律

相続による権利の承継であっても、法定相続分を超える部分については登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できないこととされた（改正後民法899条の2）。これは、判例（最判平成5・7・19家月55巻1号77頁等）を変更するものである。

2 義務の承継に関する規律

法定相続分に応じて債務を負担するという原則と、債権者が指定相続分に応じた債務承継を承認した場合の例外を定めた（改正後民法902条の2）。

3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効力等

相続人がした遺言執行を妨げる行為は無効であるが、善意の第三者には対抗できないことなどが明文化された（改正後民法1013条）。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

被相続人の親族（相続人、相続を放棄した者、欠格事由に該当し又は廃除によって相続権を失った者を除く）が、被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができるようにした（改正後民法1050条）。

2 今後の重要課題

相続法制の見直しは、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるから、様々な場面を具体的に想定し、改正内容を正確に周知していくことが必要である。改正法によって実務が大きく変更される場面もあるから、施行後に適切な実務を行うための検討を継続しなければならない。また、今回の改正では検討されなかったが、衆議院法務委員会2018（平成30）年6月15日及び参議院法務委員会2018（平成30）年7月5日附帯決議において「性的マイノリティを含む様々な立場にある者」の遺言について言及されていることも意識し、将来的にはLGBTの相続問題についても検討していく必要がある。

以下では、弁護士業務にも大きな影響を与えるものとして、①配偶者の居住権を長期的に保護するための方策、②遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し、及び、③相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について検討する。

（1） 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

配偶者居住権が新設されたことは、「特に、相続人である配偶者が高齢者である場合には、住み慣れた居住建物を離れて新たな生活を立ち上げることは精神的にも肉体的にも大きな負担となると考えられることから、高齢化社会の進展に伴い、配偶者の居住権を保護する必要性は高まっているものと考えられる」こと（中間試案の補足説明2頁）、及び、「高齢化社会の進展に伴い、相続開始時点で配偶者がすでに高齢となっている事案が増加しているが、平均寿命の伸長に伴い、そのような場合でも、その配偶者がその後長期間にわたって生活を継続することも少なくない」こと（中間試案の補足説明8頁）を背景としている。配偶者居住権は、違憲判決（最大決2013〔平成25〕年9月4日民集67巻6号1320頁）を受けた嫡出でない子の相続分に関する民法900条4号改正を契機とするものであり、ここにいう「配偶者」は、相続権を有する配偶者（法律婚の配偶者）を意味する。

このような事情からすれば、高齢配偶者の居住権を確保するための改正には一定の合理性がある。ただし、配偶者居住権は、賃借権類似の法定債権とされているが、存続期間は「配偶者の終身」が原則とされ（改正後民法1030条）、対抗要件は「登記」とされる（改正後民法1031条）、所有者の承諾があっても譲渡できない（改正後民法1032条2項）、配偶者の死亡によって終了する（改正後民法1036条・597条3項）など、賃借権とは重要な違いがある。今後は、①長期居住権の有無や価値に関して新たな紛争が生ずるおそれがあること、②不動産流通が阻害されるおそれがあることなどを意識しつつ、要件・効果について適切な実務を構築していくことを具体的に検討していくべきである。

（2） 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

遺留分が金銭債権化されたこと（改正後民法1046条1項）は、「明治民法が採用していた家督相続制度の下では、遺留分制度は家産の維持を目的とする制度であり、家督を相続する遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産の所有権等を帰属させる必要があったため、物権的效果を認める必要性は高かったが、現行の遺留分制度は、遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等を目的とする制度になっており、その目的を達成するために、必ずしも物権的效果まで認める必要性はなく、遺留分権利者に遺留分侵害額に相当する価値を返還させることで十分ではないかとの指摘もされている」こと（中間試案の補足説明56頁）を背景としている。

遺留分について物権的効力を廃止し、金銭債権化したことによって、遺留分侵害額の請求後も共有物分割を巡る争いが生じなくなり、相続紛争の早期解決が期待できる。これは、当事者の意思にかなう場合が多いと思われる。また、金銭債権化しても、価値的に大きな不利益変更を被るわけではない。

例外を認めるべきか否かについて、追加試案では「金銭債務の全部又は一部の支払に変えて、受遺者又は受贈者が現物給付することができる」という規律が提案されたが、物権的効力を否定する以上は、例外としても、受遺者の意向のみによる現物返還を強制しないというのが一貫しており、簡明であるため、例外は設けないこととされた。今後は、速やかな金銭支払いが難しい事案等において、当事者間において代物弁済（民

法482条)で処理することは可能であることに留意しつつ、「相当の期限」の許与(改正後民法1047条5項)を検討するなど、適切な実務について研究していく必要がある。

(3) 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

特別の寄与の制度(改正後民法1050条)は、「被相続人の生前には親族としての愛情や義務感に基づき無償で自発的に療養看護等の寄与行為をしていた場合でも、被相続人が死亡した場合にその相続の場面で、療養看護等を全く行わなかった相続人が遺産の分割を受ける一方で、実際に療養看護等に努めた者が相続人でないという理由でその分配に与れないことについては、不公平感を覚える者が多いとの指摘がされている」ことを背景としている(中間試案の補足説明80頁)。

改正法は、「療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の著しい寄与をした者」が各相続人に対して金銭請求できるものとした。この点、無償で自発的に寄与行為をすることが前提であれば、契約その他の法的手段によって救済されないことが素直な帰結であるうえ、権利者を増やすことによって紛争が長期化・複雑化するおそれもあること、無償で近親者が療養看護等をすることについてインセンティブを与えることにつながるおそれがあることなどから、日弁連・東弁等は、追加試案に関する意見書にあえて、相続人以外の者の貢献を考慮する提案に問題があることを指摘していた。今後は、このようなリスクにも留意しつつ、改正法の要件・効果を適切に定めるための実務について検討していくべきである。